

令和5年第3回定例会会議録（第2号）

令和5年9月6日

○出席議員（24名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
21番	黒木愛一郎君	23番	野口哲男君
24番	山本一成君	25番	泉武弘君

○欠席議員（1名）

22番 松川峰生君

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿部万寿夫君
副市長	岩田弘君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	日置伸夫君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	こども部長	宇都宮尚代君
いきいき健幸部長	大野高之君	建設部長	山内佳久君
市長公室長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
消防長	浜崎仁孝君	教育部長	古本昭彦君
上下水道局長	松屋益治郎君	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君
市民税課長	佐保博士君	こども部次長 兼子育て支援課長	中西郁夫君

スポーツ推進課長 豊田正順君 都市計画課長 籠田真一郎君
施設整備課長 登根澄君 防災危機管理課長 中村幸次君
社会教育課長 姫野淳子君

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	松尾麻里	主査	佐藤雅俊
主事	定宗隆一郎	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第2号）

令和5年9月6日（水曜日）午前10時開議
第1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

- 議長（加藤信康君） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。
本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。
日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。
質疑のある方は、挙手を願います。順次、発言を許可いたします。
- 12 番（小野正明君） 自民新政会を代表して、議案質疑を行いたいと思いますのでよろしくお願います。では早速質問のほうに入っていきます。
まず、補正予算案、事業番号 0303、市立保育所の保育に要する経費でございます。
今回の補正で 739 万 7,000 円という金額が上がっておりますけれども、この内容は保育所の玩具等の購入ということになっております。説明資料によりますと、保育所ごとに内容や金額が異なっておりますけれども、まずこれについての説明をお願いいたします。
- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。
今回の補正予算は、市内 3 つの公立保育所において、玩具、遊具等を購入するための消耗品費として 229 万 5,000 円、備品購入費として 510 万 2,000 円の合計 739 万 7,000 円を計上させていただいております。施設ごとに、それぞれの園児の発達段階に適したものと園児数など、現場の声を十分に反映した玩具等になっております。
- 12 番（小野正明君） 確かに、子どもの状況に応じて適切な玩具を置くということは大切なことだと思いますので、これからも、現場の保育士等の声をよく聞いて、子どもの健やかな発育ができるように努めていっていただきたいというふうに思います。
ところで、この玩具等、いわゆる備品は、本来当初予算に計上すべきものじゃないかなというふうに考えておりますけれども、今回の補正で予算計上した理由を教えてください。
- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。
これまで新型コロナウイルス感染症対策や施設運営に関わる備品の購入を、ここ何年か優先したといういきさつがございます。そのため、保育に必要な玩具等を十分に購入できない状況が続いていたため、今回補正予算を計上し、保育の質の確保に努め、子どもの健全な心身の発達を図るものであります。
- 12 番（小野正明君） 今の説明だと、いろんな事情があったということで理解をしました。
では引き続き、また子育て支援課のほうにお伺いしたいと思います。事業番号 0322、子ども医療助成に要する経費でございます。
これについては、議第 84 号の条例改正に関する部分の予算であるというふうに思っておりますけれども、890 万 2,000 円の経費が計上されております。今回、医療に係る助成対象が拡大するための予算ということですが、具体的にどのような内容になるのか、説明をお願いいたします。
- 次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。
現在の子ども医療費助成対象者を、令和 6 年 4 月 1 日から、いわゆる高校生等まで拡大いたします。具体的には、満 15 歳に達する日以後における最初の 4 月 1 日から満 18 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までにある者を拡大対象といたします。
拡大内容につきましては、入院費、調剤費は無料、通院費については、1 か月当たり 1 医療機関につき 4 日までは 1 日につき 500 円の自己負担とします。5 日目以降は無料となります。今回拡大した対象者につきましては、所得制限等の設定は設けておりません。
また、この拡大に伴う医療費の増額は、年間で約 4,000 万円を見込んでおり、令和 6 年度当初予算にて計上いたします。
- 12 番（小野正明君） 今の説明によりますと、医療費の助成の対象者が今は中学生までであるけれども、それを高校生まで拡大をするという説明でありました。
では、今回のこの補正の内容について説明をお願いいたしたいと思います。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

子ども医療助成に要する経費の追加額 890 万 2,000 円でございます。ただいま御説明させていただきました、助成対象拡大に伴う費用となります。内訳でございますが、令和 6 年 4 月 1 日からの受診に対応するため、子ども医療費助成受給者証の印刷製本費、また発送のための通信運搬費、この受給者証を発行するためのシステム改修にかかる委託料などを計上しております。

○12 番（小野正明君） 今、国が掲げるこどもまんなか社会を実現するために、国のほうではこども家庭庁が創設されました。別府市においてもこども部を設置して、これから先、子ども政策を推進していくということは非常に重要なことであります。

がしかし、先ほど答弁にありました、来年度の増額分が 4,000 万円という数字が出ましたけれども、この財源の内容はよく分かりませんが、できれば今後我々議員も支援をしていきたいと思っておりますので、担当課は常に国のほうに対してアンテナを高く張って、積極的に国の交付金、また補助金を取ってきて、子どもたちの健全な発育にそういうお金を使っていくということで、努力をしていただきたいということをお願いして、次の項目に移ります。

次が、事業番号 0612、地区公民館施設整備に要する経費でございます。

今回の補正予算、2,408 万 9,000 円という金額が上がっておりますけれども、この事業の概要とその財源についての説明をお願いいたします。

○社会教育課長（姫野淳子君） お答えいたします。

今回、補正予算に計上しております工事費の内訳といたしましては、社会教育施設である 5 つの地区公民館の既存の洋式トイレを温水洗浄便座、いわゆるウォシュレット化するための工事費 842 万 1,000 円、北部地区公民館及び南部地区公民館の和式トイレを洋式便器化することに伴う工事費 1,414 万 7,000 円、中部地区公民館に駐輪スペースが確保されていないことから、利用者の利便性を考慮し、駐輪場を設置する経費として 110 万円、南部地区公民館の体育室雨漏り修繕工事費として 42 万 1,000 円となっております。

財源といたしましては、トイレの改修工事につきましては地方債を活用しますので、公民館整備事業債として 2,250 万円、残りの 158 万 9,000 円につきましては、一般財源となります。

○12 番（小野正明君） 今の財源の説明については、地方債を活用するというところで、現場としてもいろいろ努力をしているなということは理解をいたしました。

それと、今度少しちょっと細かいことなのですが、今回の工事によって、全部で何基のトイレがウォシュレット化になるのか、またこれからも和式トイレが残るのかどうかを教えてください。

○社会教育課長（姫野淳子君） お答えいたします。

地区公民館 5 館全部で、58 基のトイレがございます。今回、工事をする北部地区公民館及び南部地区公民館の 8 基のトイレの洋式化と合わせますと、58 基のうち 43 基がウォシュレット付きの洋式トイレとなります。

また、和式トイレにつきましては、各地区公民館とも、公民館部分と体育室を合わせますと、合計で 15 基の和式トイレが残ることになります。これは、衛生面から便座に触れる洋式を望まない方もおり、和式トイレを残してほしいという声もございまして、また、駅や高速道路などのトイレにおいても、和式トイレの使用が一定程度はあります現状から、このような対応とさせていただきます。

○12 番（小野正明君） 内容については理解できました。いろんな、トイレについてもいろいろ気を遣わなきゃいけないなということがよく分かりました。

一方で、別府市では平成 27 年から公共施設マネジメントに取り組んで、公共施設の再

編や中長期的な計画保全を行っておりますけれども、今回の工事はそれとの関連はあるのでしょうか、お答えください。

○社会教育課長（姫野淳子君） お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、公共施設マネジメントの取組ではございません。利用者からの御意見や、適正な施設の維持管理に利するため実施するものでございます。

○12番（小野正明君） 今回対象になっております北部地区公民館が、これ開設が昭和55年であります。もう43年経過しているという施設になっております。他の地区公民館も、それとほぼ同じような頃の開設時期になっております。公共施設マネジメント計画によれば、これらの施設は一応は現状のまま当分存続するというようになっておりますけれども、経年劣化というのは避けられない問題だというふうに思っておりますので、今後このような施設の改修や修繕については、今現在毎年施設カルテというのを更新しながら、施設ごとにカルテを作っていると思っておりますので、それを参考にしながら、今後の施設の修繕または改修を進めていってほしいなというふうに思っておりますので、これ社会教育課だけじゃなくてほかの部署にも関係することなのですけれども、ぜひその辺を考慮して、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

では、次の質問に移らせていただきます。事業番号0657、体育施設整備に要する経費でございます。

今回の補正予算1億2,731万円と、かなりの予算額となっておりますけれども、まずこの概要について説明をお願いいたします。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

今回の補正予算の増額部分は大きく3つに分けられます。まず、1つ目は野口原総合運動場に関する整備工事費でございます。第2回市議会定例会で御指摘いただいた軟式野球場横にあります既存トイレを改修し、ソフトボール場や陸上競技場を利用する方のため、トイレ新設を行います。また、軟式野球場の観客席及び側溝の整備などを行います。

2つ目は、実相寺中央公園に関する整備工事費でございます。管理棟の給湯設備の改修、弓道・アーチェリー場の玄関前の舗装などを行います。

3つ目は、今後実施する工事に付随する実施設計委託料となっております。今回の補正予算は、各施設に寄せられたアンケートや、口頭での要望を集約し、庁内協議を経て決定いたしました。

なお、他の施設での減額があるため、この体育施設整備に要する経費全体としましては、減額補正となっております。

○12番（小野正明君） 先日、大分県の県民スポーツ大会が行われまして、我々議員もソフトボールで出場しました。たまたまこの会場が、別府の野口原のソフトボール場で行われたのですが、ソフトボールの結果についてはここではあえて言いませんが、このトイレの問題ですね、本当に非常に大きな問題だというふうに思っております。確かにトイレが少なく、来た方がかなり苦労されたんじゃないかなというふうに思っております。今言いました大会の会場になったり、別府市民以外の方も利用されるグラウンドですので、ちょっと今の施設にしてはお粗末かなという感じが常々しておりましたので、これを機に、他の市町村の施設に劣らないようなものに、立派なものになるようなことを期待しております。

ところで、この補正に実施設計委託料というのが上がっておりますけれども、この理由を教えてください。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

基本的には今年度で実施する工事に付随した実施設計委託料を計上しておりますが、大規模改修工事につきましては、来年度以降整備予定であるものもございまして、

○12番（小野正明君） この財源の内容について、説明をよろしくお願いします。

○スポーツ推進課長（豊田正順君） お答えいたします。

施設使用者が負担する使用料を原資として償還することにより、公平性を実現するため、財源は地方債を活用しております。

○12番（小野正明君） 先ほど言いました、今回かなり地方債を活用しての予算組みができてきているのかなというふうに思います。うまく活用していただきたいなというふうに思っております。

先ほども言いましたけれど、こういう体育施設は市民のためだけの施設ではありません。これからは別府市もどんどんスポーツ観光に力を入れて、市外のお客さん、観光客に来てもらって、スポーツ観光を楽しんでいただくということも非常に大事なことだというふうに思っておりますので、今後はこのような観点からも、体育施設の整備にもうまく財源を確保しつつ、慎重に取り組んでいただきたいというふうに思っております。このことを要望しておきます。

では、もう最後の質問になります。最後に、議第82号別府市税条例の一部改正についてでございます。

これは市民税課のほうにお伺いしたいというふうに思います。今回の議第82号は、どのような理由で別府市税条例を改正することに至ったのか、御説明をお願いいたします。

○市民税課長（佐保博士君） お答えいたします。

今回提案させていただきました別府市税条例の一部改正については、平成31年4月1日から始まりました入湯税の超過課税が今年度末の令和6年3月31日でその期限を迎えることから、外部の有識者等に税率及びその期間の評価と見直しを行っていただき、令和6年度から再度5年間延長することが適当であるとの答申を受け、条例を改正しようとするものであります。

○12番（小野正明君） 新聞報道によりますと、別府市が自主財源の確保のために引き上げている入湯税について、学識経験者ら6人でつくる別府市入湯税の超過課税に係る評価等検討委員会というのが7月28日に開かれて、5年間の特例期間が終わる本年度末以降の延長を市長に答申したという報道がございました。

この委員会ではどのようなことが検討されたのか、御説明をお願いしたいと思います。

○市民税課長（佐保博士君） お答えいたします。

入湯税超過課税の評価及び制度の見直しを行うに当たり、まず、本市の関係部課長で組織する庁内検討会議を昨年5月に設置した後、これまでに6回の会議を開催し、協議検討を重ねてきましたが、並行して外部の有識者等で組織する検討委員会を昨年の11月に設置し、この検討委員会に評価及び制度の見直しを諮問いたしました。検討委員会ではこれまでに4回の会議を開催し、去る7月28日にこの検討委員会から答申が提出されたものであります。

検討の内容としましては、現在の6段階の税率区分や、宿泊料金等の区分をさらに細かく設定し、どのくらいの税額が見込めるのかシミュレーションを行ったり、別府のみらい検討会議で議論された論点の確認や、全国で入湯税の超過課税を行っている12の地方公共団体の現状を分析・検討し、現行の税率が妥当であるか、またはこの期間を恒久的にすべきか、延長するとした場合、どれくらいの期間が望ましいのかといった検討を行ってきました。

○12番（小野正明君） かなり深い部分について検討が行われたというふうに理解をしております。

では、全国で入湯税を課税している地方公共団体というのはかなりあると思うのですが、どのくらいあるのか教えていただきたいというふうに思います。

それと、またそのうち超過課税を行っている団体がどのくらいあるか教えてください。

○市民税課長（佐保博士君） お答えいたします。

全国には約 990 の団体が入湯税を課税しており、本市を含め 12 の団体が超過課税を実施しています。

なお、本市は宿泊料金や飲食料金等に応じて 6 段階の税率を設定していますが、そのうち最高税率の 500 円は全国で一番高い税率となっております。

○12 番（小野正明君） 今、500 円というのは全国で一番高いということになっていると思います。

では、別府市で超過課税を平成 31 年 4 月から導入しておりますけれども、これを導入して以降の、入湯税と超過課税額の決算額について教えてください。

○市民税課長（佐保博士君） お答えいたします。

いずれも決算の収入済額でお答えいたします。令和元年度が 4 億 6,500 万円、超過課税額は 1 億 5,500 万円、令和 2 年度が 2 億 2,300 万円、超過課税額は 8,100 万円、令和 3 年度が 2 億 5,900 万円、超過課税額は 9,500 万円、令和 4 年度が 4 億 2,700 万円、超過課税額は 1 億 6,000 万円となっております。令和元年度は、ラグビーワールドカップの開催やインターコンチネンタル等大型ホテルの開業やその他のホテルの改装等で大きく税収が増加したものの、令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルスの影響により税収は激減いたしました。令和 4 年度は、入国規制の緩和や全国旅行支援等により、観光客の動きが活発となり、令和元年度の約 9 割まで回復してきております。

○12 番（小野正明君） 今、説明ありましたように、令和 2 年度、3 年度、コロナの影響でがくんと落ちたということがございますけれども、最近はコロナも収まって、別府市の観光客はどんどん戻ってきております。このまま推移すれば、コロナ前の数字を上回るのではないかなということも期待ができます。

この入湯税の超過課税分は、観光客から頂いている関係から、観光振興やまた温泉資源の保護のための事業に充当されております。ここで観光課、温泉課の関係部署においては、この超過課税分を今後とも十分に慎重に、有効活用していただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

また、事業者の協力も得ながら行っている税制でございますので、これも含めて税収の確実な確保にも今後とも努めていただきたいということを要望して、以上で私の議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○16 番（穴井宏二君） 16 番、穴井でございます。では早速議案質疑に入らせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

まず予算書 15 ページの、防犯・暴力絶滅対策に要する経費、0819 事業でございますけれども、この防犯対策電話機等購入費補助金 160 万円の補正についてお尋ねしたいと思います。

まず、この事業概要、これについて教えてください。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

市民の安全で安心な暮らしの実現に向け、高齢者を対象とした特殊詐欺等の被害防止を図るため、特殊詐欺防止等防止機能つき電話機及び機器を購入する高齢者に対し、予算の範囲内で、別府市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金を交付することとなります。購入費用の 3 分の 2 を上限とした 1 万円を補助いたします。補助金の 2 分の 1 は大分県の補助となります。

○16 番（穴井宏二君） 今お聞きしましたけれども、上限が 1 万円ということでお聞きしました。私も他の自治体を調べたところ、6,000 円とか 8,000 円とかいうところもちらほら見られる中で、別府市は 1 万円を上限としているということで、非常にこれは寄り添った

政策じゃないかなと評価をしたいと思います。

では、この事業の補助対象者となる方の条件はどのようになっておりますか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

開始時の条件といたしましては、1で市内に住所を有し、かつ、現に居住していることと、2といたしまして、満65歳以上の者のみで構成される世帯に属していることと、次、3で、過去に大分県から電話機等を貸与されたことがないこと。4、暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。5、世帯に属する者のいずれもが市税を滞納していないことと、これが当初の条件となっておりますが、本年度より条件が緩和されました。2の、満65歳以上の者のみで構成される世帯に属していることという条件が、満65歳以上の者を含む世帯に属していることとなりまして、あとまた3の、過去に大分県から電話機等を貸与されたことがないことという条件が外されました。

○16番（穴井宏二君） 分かりました。満65歳以上のみだったんだけど、65歳以上の方を含む世帯に変更になったと。これも非常に使いやすくなったなと思います。ありがとうございます。

では次に、この追加補正で出しているということは、かなりニーズが多いと、このように思います。この防犯対策電話機、具体的にどのような機能があるのか、ちょっと申し述べていただきたいと思います。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

電話の着信時に相手方に警告音声を発し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能を有するもの、また、迷惑電話番号のデータベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別して、着信の拒否または警告表示をする機能を有するものとなります。

○16番（穴井宏二君） では、ちょっと実績の点でお伺いしたいと思いますけれども。この事業のまず一番最初の年度から令和4年度に至るまで、台数、またその金額、実績、これはどうなっていますでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

事業の開始時期であります、令和2年度より事業を開始いたしております。

実績につきましては、令和2年度に144台の136万1,600円、令和3年度は68台の63万9,700円、令和4年度は89台の84万8,900円。3年間で301台の285万200円となっております。

○16番（穴井宏二君） かなり需要が、3年間で300台というふう聞いておりますし、また近年テレビでも、詐欺被害がかなり増えているというふうにもニュースでもございます。高齢化社会において、このような事業は非常にありがたいなと思っておりますし、また今年度、令和5年度においてもかなりの申込みがあつているというふうにお聞きしております。今年度の見込み台数、これは今分かる範囲でどのようになっておりますでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

当初、90台分の90万円を予定していましたが、申請者が多いことから、補正により160台分、160万円を追加するものであります。

○16番（穴井宏二君） 特殊詐欺被害は、1本の電話から始まるものでございます。この特殊詐欺を防止するには、犯人からの電話に出ないことが一番効果があるわけでございますけれども、とは言っても、全ての電話に出ないというわけにもまいりません。そこで、今対策をされているのがこの防犯機能つき電話機です。実際に私も1回だけ相手に電話したら、この電話機に当たったことがありまして、電話切ろうかなと思ったのですが、どうしても話さないといけない要件があつたんで引き続き電話を続けさせてもらいました。実際体験してみて、これは非常に効果があるなと思っておりますので、ぜひ来年度も

引き続き強力に進めていただきたいと思いますし、また中小の電気店の方にも、お客様が来てスムーズに購入できるような周知をお願いしたいと思います。

この項につきましては、以上で終わらせていただきます。

では、次の項です。

予算書の20ページ、地域防災に要する経費についてでございますけれども、この中でハザードマップ作成委託料約1,300万円ちょっと出ておりますけれども、まずこの事業概要について教えてください。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

令和5年9月に大分県が公表予定の中小河川浸水想定図に基づき、ハザードマップを作成するもので、水防法第15条によって、市町村では地域防災計画やハザードマップの作成活用が義務づけられています。作成費用の3分の1は国、3分の1は大分県の補助です。大分県では、県内の中小河川全てで浸水想定区域図を作成し、令和5年度から令和7年度にかけて、ハザードマップが作成される予定となっております。

○16番（穴井宏二君） 分かりました。

では、この災害対策費の中でも、中小河川洪水ハザードマップがありますが、今おっしゃっていただいた中で、この別府市内における対象の河川の数、これはどのような河川がございますでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

対象河川につきましては、新川、春木川、境川、板地川、鮎返川、乙原川、河内川、朝見川上流と中流部分の8河川となります。朝見川の下流域は既にもう作成済みでございます。

○16番（穴井宏二君） では最後に、このハザードマップの効果についてはどう思われているのか、また、これが完了した後の周知方法ですね、市民の周知方法、様々な周知方法ができると思いますけれども、これについてはどのように考えておられますでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次君） お答えいたします。

ハザードマップでは、河川浸水時の影響範囲や浸水度合い、避難場所等の把握ができ、命を守る避難行動につながります。周知方法といたしましては、ハザードマップを市内全戸に配布、また市公式ホームページ等での公表、次回作成の予定の防災マップに掲載をしていくということを予定しております。

○16番（穴井宏二君） 分かりました。この事業は、課長おっしゃっていただいたように、大きな河川ではなくて中小河川の氾濫、また身近な水路、用水路、そのような内水氾濫による危険箇所も今回のハザードマップには反映されるようでございますので、しっかりと周知をお願いしたいと思います。他の自治体のホームページ等を見させていただきましたら、学区別の周知、また住宅の家ごとに、この家は危ないとか、この家は大丈夫とか、そのようなかなり細かい地図ができるようでございますので、しっかりした作成と、また周知をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○4番（森 裕二君） 4番議員の森裕二です。ビーワンべっぴん会派を代表いたしまして、議案質疑をさせていただきます。

まず初めに、議第77号令和5年一般会計補正予算（第6号）、南部振興に要する経費についてお聞きをいたします。

これまで南部振興につきましては、多くの市民、そして議員の皆様が関心を寄せられてきたことだというふうに思います。南部地区というのは、歴史的に見ましても別府の中心地でございます。いわゆる別府のおまちだということを私も感じております。その象徴となりますのが商店街であり、アーケードだったわけでございますが、時代の流れというの

は、大型店の出店に対します規制緩和により、商店街から大型店へと移り変わり、そして現在では、郊外型の大型店が増え、中心市街地の空洞化が加速をしている現状でございます。今回提出された議案に楠銀天街のアーケード撤去が出されたのも、老朽化して管理ができないほど商店街が廃れてしまったということであり、一抹の寂しさを感じるところでございます。だからこそ、以前のようにとはいかなくても、別府のおまちである南部地区が活気を取り戻すことは、別府市全体が活気を帯びることになるというふうに思います。

今回、市長提案理由の中で、地域が主体となり、持続可能なまちづくりに向けた活用の意思表示が示されたということでございますが、具体的にどのような内容であったのか、詳しく教えていただきたいと思っております。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

楠銀天街の課題解決に向け、南部ひとまもり・まちまもり協議会において議論を重ねた上で、若手メンバーが中心となってまちづくり部会を立ち上げ、新たなまちづくりについての方針を示していただきました。地域と調和し、安全で多様性のあるまちづくりをテーマに、地域住民、観光客、訪れる人など、誰もが心地よいと感じる場所づくりを目指すもので、具体的な内容としましては、楠銀天街における空き地、空き店舗の活用、新規事業者の誘致、地域住民の交流の場を設置することや、周辺と連携したイベントの開催など、持続可能なまちづくりに取り組んでいく姿が示されました。

○4番（森 裕二君） ありがとうございます。具体的には、若手メンバーが中心となったまちづくり部というものをつくりまして、空き店舗対策や新規事業者と一体となってイベント等を開催し、地域との交流を広げていくということですので、大いに今後期待をしていきたいというふうに思います。

それでは、具体的な内容が少し見えてきたのですが、これまで市としては、民間の所有物であるという理由から、楠銀天街のアーケード撤去に関して、市は関与できないという立場であったというふうに思います。しかし、今回、地域が主体となり、持続可能なまちづくりに向けた活用の意思が示されたということで、一転楠銀天街のアーケード撤去に踏み切ることとなりました。なぜこれまでの考えを改め、市が公金を投入し、楠銀天街のアーケード撤去に至ったのか。楠銀天街が示した具体的な取組内容のほかに、市が判断した理由、また基準のようなものがあれば教えていただきたいと思っております。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

楠銀天街のアーケードにつきましては、本来であればくすぎん通り会が対応するべきものであり、基本的には公金を投入すべきものではないと考えています。しかしながら、通り会は現状機能しておらず、対応を取ることが困難で、市もこれまで応急的な対応を行ってききましたが、危険な状態が続いている状況であります。

今回、南部ひとまち協議会が持続可能なまちづくりを進めていくことを示していただき、また、国の補助金につきましても一定のめどが立ったことから、危険な状態を改善し、新たなまちづくりを支援するため、道路整備と併せて市のほうで行うことを判断した次第であります。

今後につきましても、地元主体のまちづくり活動を継続して進めていただくことによる地域経済の活性化や空き店舗、空き地の活用への負担など、地域に求めていきたいと考えています。

○4番（森 裕二君） 聞き取りの際に、現状の通り会の実情というのを確認をさせていただきましたが、くすぎん通り会、現在会長1人しかいないということでもございました。また、老朽化への対応ができないという状況であることと、解体の補助金に一定のめどが立ったということで、地元主体のまちづくりを継続することを条件に市が撤去を決めたということで、これからの楠銀天街に大いに期待をしていきたいというふうに思っております。

また、今回、アーケード撤去とともに、道路整備も同時に行うということになっておりますが、具体的にどのような工事が必要になってくるのか、また、これまでの議論の中で、防犯対策として街灯の設置等をお願いしていた経緯があるようでございますが、対応してもらえるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

アーケードを撤去した際に必要となる側溝の整備、また道路面も現状のままでは雨が降った際に滑りやすくなりますので、それを改善するための舗装の改修、また街路灯の設置などを行います。新たなまちづくりを進めていくのにふさわしい、安全で快適な通りになるようにしていきたいと考えています。

○4番（森 裕二君） アーケード撤去による雨対策のほかに、街灯の設置もしていただけるということで、これからは、老朽化したアーケードの一部が落ちてくるような心配もせずに、安心して通れる商店街となることを期待いたしております。

また、公金が入ることなので、難しい面もあろうかとは思いますが、できるだけ新しく生まれ変わった商店街にふさわしい姿となれるよう、訪れた人がわくわくするような商店街になるよう改修していただければというふうに思います。

最後に、今回の件が前例となって、他の商店街も、放置しておけば市がアーケードを撤去してくれると思われる、財政的に大変なことになるというふうに思います。そうならないためにも、他の商店街に対する今後の市の対応をどう考えているのかお聞かせください。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

民間の所有物につきましては、所有者で適正に維持管理をしていただく責務があります。今回のようなことにならないように、早い段階から指導等を行うなど、適正な維持管理に努めていただくよう取り組んでいきたいと考えています。

○4番（森 裕二君） ありがとうございます。本来なら、商店街のアーケードといえども民間の所有物ですから、民間で撤去・改修を行っていただくというのが筋だというふうに思います。それを今回、市が公金を投入して行うということは、明確な理由と、あくまでも今回は特例だという前提でやらなければ、他に示しがないというふうに思います。約1億円近く予算がかかる工事ですから、今回市がやらなければ、市民に危険を及ぼすということになっていたというふうに思います。

また、他の商店街のアーケードもこのようなことにならないよう、しっかりと指導に取り組んでいただけるということですので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

では、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、中央公民館・市民会館に要する経費について質問をさせていただきます。

中央公民館、市民会館が入居いたします別府市公会堂は、現存する鉄筋コンクリート造りの建物として昭和3年に建てられた貴重な近代建築遺産で、県内最古のものということであります。別府市指定有形文化財にも指定をされておりますが、今回、中央公民館、市民会館の石畳でできた部分、正面駐車場をアスファルトカラーの舗装に改修をするというものでございますが、石畳からアスファルトへ変更する理由を教えてくださいと思います。

また、通常のアスファルト舗装ではなく、なぜカラー舗装をしなければいけないのでしょうか。

○社会教育課長（姫野淳子君） お答えいたします。

別府市公会堂の駐車場につきましては、平成5年にアスファルト舗装から現在の御影石を使用した敷石による駐車場となっておりますが、石の割れや浮いている箇所が多数発生している状態であり、このため、利用者のつまずき、転倒の危険も出てきている状況です。

また、車椅子が石の割れ目の隙間に脱輪した事例もございます。これまでも敷石の補修をしてはきましたが、劣化が早く、次々に割れてしまい、利用者に対する危険は回避できないことから、大きな事故を防ぐことを目的に、今回、アスファルトカラー舗装での対応とさせていただきます。

利用者の安全を第一に考えるとともに、通常のアスファルト舗装ではなく、景観に配慮した再加熱式型押しカラーアスファルト舗装により、文化財である公会堂との調和を図るデザインが可能となります。

- 4番（森 裕二君） 確かに市内見渡していきますと、市役所通りの一部の歩道、また鉄輪のいでゆ坂、みゆき坂等々にも石畳が使用されているのが見られます。そういったところでも、石の割れや浮きなどが目立ってきており、危険だというような声もお聞きしております。

今回、利用者の安全と文化的景観を保つためということで、カラー舗装にしたということで、私も実際どういったものができるのか、聞き取りの際ちょっと資料を見させていただきましたけれども、正直、一見石畳じゃないんですかと思うようなものでございました。実際は石畳ではなくカラー舗装ということで、アスファルトでございますから、当然段差もないということで、もうまるでトリックアートだなと、私は思うようなものでございました。本当に素晴らしい工法だというふうに思います。まだ具体的なデザインというのは決まっていないということでございますが、これからこういったデザインになっていくのかというのがすごく楽しみだというふうに感じております。

しかし、だからこそ、この文化財である公会堂との調和をこれからも保ち続けていっていただきたいというふうに思います。どんなに素晴らしいデザインであったとしても、アスファルトである以上、劣化はしていきます。カラー舗装にした場合の耐久性や補修についてどう考えているのか、また今後補修が行われる際に、通常のアスファルトで補修が行われ、黒い穴だらけのような見た目になり、かえって景観を損なうようなことにならないか、とても心配をしております。せっかくの景観が失われないような補修が可能なのか、もし不可能であれば、一時の文化的景観よりも、通常のアスファルト舗装のほうが費用もかからずいいのではないかという思いもございます。その辺の見解をお聞かせいただければというふうに思います。

- 社会教育課長（姫野淳子君） お答えいたします。

アスファルトカラー舗装の耐久性については、通常道路舗装に関しては10年から20年程度の耐用年数ですが、交通量のある道路ではなく、今回駐車場でございますので、かなり長い期間の耐用年数があると思われま。

また、仮に経年劣化により駐車場の補修が必要になった場合におきましても、今回の舗装と同一の工法により補修を行い、文化財としての公会堂の価値や景観を損ねることがないよう配慮してまいりたいと考えております。

- 4番（森 裕二君） 文化的景観は保たれ、耐久性もあるということで一安心をいたしました。

では、工事期間中の駐車スペースについてお聞きをしたいというふうに思います。正面駐車場が工事中となると、駐車場が大幅に減少するということになると思います。代替駐車場等はあるのでしょうか。また、ないのであれば、大ホールの利用制限等で利用者には不便をかけることになるのではないかと心配をしております。どのような対応を考えているのか、また、予定している工事期間についてもお聞かせいただきたいというふうに思います。

- 社会教育課長（姫野淳子君） お答えいたします。

駐車場の改修工事期間中は、利用者の皆様には大変御不便をおかけしてしまいますが、

公会堂の正面右側の、今アスファルト舗装になっておりますが、その駐車場は通常どおり使用していただけますので、それでも不足した場合には、社会福祉会館に隣接した駐車場を御利用いただき、無料のチケットをお渡しする予定でございます。

また、イベント等の御案内の折には、公共交通機関を利用させていただくようアナウンスもしていきたいと考えております。

工事の時期につきましては、秋のイベントシーズンは控え、中央公民館の公民館祭、あつたか祭りが終わりましたから、1月以降で検討しているところでございます。なお、工事期間につきましては、2か月程度要する予定となっております。

- 4番（森 裕二君）中央公民館は約400人規模を収容できる大ホールをはじめ、講座室や研修室を兼ね備えた貴重な文化施設です。多くの市民も使う施設でございますから、代替施設も多いわけではございません。ですから、できるだけ利用制限はかけてほしくないという思いがございました。そういった意味でも、秋のイベントシーズンは避けていただけるということで安心をいたしました。

これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

- 25番（泉 武弘君）南部振興に要する経費、楠銀天街のアーケード解体を含む予算の質疑を行っていきます。

市長がフェイスブックで、この楠銀天街のアーケード解体費に公費投入は難しいということ、市民の問いかけに何度も説明をしてました。私もそのとおりだなという、実は理解をしてたわけです。それで今回、この解体費と南部振興費が一体として約1億円近くの金が予算計上されました。

これまで市長ね、永石通りを見ていますと、永石通りに共同住宅があつて、これが通行する人に危険を及ぼすということで公費解体をしたという事例もあるのです。だから一概に、このアーケードについて公費を投入することが絶対に駄目ですよということには、過去の事例から言ってならないんじゃないかと思うのです。

ただね、先ほど森議員も言いましたように、類似施設の皆さん方が、なぜ楠銀だけなのかという疑念を抱くことが予想されますと同時に、市民の皆さんも、なぜ設置者が解体して処分をしないのかという疑問の声も持つだろうと思うのです。そういうことからして、この予算について若干の質疑をさせていただきます。

昭和28年に、この楠銀のアーケードは設置されたようですが、往時はあの通りを通るのも難しいというほどのにぎわいがありました。私もそれを、今もって鮮明に思い出すことができるのです。先ほど都市計画課長はにぎわいを創出するとか安心・安全になって言いましたけれど、それはちょっと美辞が過ぎるんじゃないでしょうか。なぜかといいますとね。今回は私はこの通り会の皆さん、有志の方々が、何度も市長にお願いに来ていますけれど、それは生き残りをかけた施策をしてほしいということだと思うのです。

そこで、どうしてもお聞きしとかなきゃいけないのは、設置者ですね、昭和28年に設置した設置者の責任というものについて、市はどのように考えているのか、まずこれから御答弁ください。

- 都市計画課長（籠田真一郎君）お答えいたします。

アーケードにつきましては、もともとの所有者の別府楠銀天街協同組合が解散していますので、それを引き継いでくすぎん通り会に管理の責任があるものと考えています。しかしながら、通り会は現状では機能しておらず、管理責任を求めることは難しい状況であります。

- 25番（泉 武弘君）今回の予算の提案の内容を見ますと、いわゆるアーケードの構築物が危険ですよ、だから解体するのを公費負担をするのですよというのが一つですね。それから併せて道路整備をして、南部振興に寄与するという、2つ、両建てになっています。

そこで、このアーケードがなぜ危険というふうに判断をしたのか、そこらの根拠を示してくれませんか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

応急危険度判定マニュアルに沿って危険度判定を実施しており、支柱の腐食や天井材等の破損、落下のおそれなど危険度が高く、早期の対応が必要なことを把握しています。

○25番（泉 武弘君） 答弁を要約すると、もうこれは解体しないと通行人等に対して危険を及ぼすという、危険の認識が科学的に判定されたから解体するというふうに理解しているんですか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） 応急危険度判定の結果で、危険という判断をしております。

○25番（泉 武弘君） そこで整理しますね。課長、いいですか。アーケードがありますね、アーケードの構築物があります。この構築物を解体しますよね。解体すると、もうこの構築物の危険は除去されたんですね、そうでしょう。アーケードを解体して下に置くと、もう危険は除去された。そうすると、ここに残るのは廃材が残るのです。危険であれば構築物を撤去しますよ、ということ、廃材処理というのは分けて考えるべきじゃないんですか。それはどういうふうになっていますか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

解体業務につきましては、廃材処分も含めて一体で業務を行うことを予定しております。

○25番（泉 武弘君） それではね、なかなか理解できないと思うのですよ。一番最初に答弁いただいた、設置者がもう既にないと、だから解体した後の処分費も含めて、行政が公的資金を導入しないとこの問題解決しないんですよということじゃないんですか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

解体及び処分を含めて、通り会のほうで実施するべきものであり、対応を求めてきましたが、実施が困難で費用負担も厳しい状況であります。今回につきましては、南部ひとまもり・まちまもり協議会から今後の持続可能なまちづくりを進めていくことが示され、それを支援するため、道路整備を含めて市のほうで実施するものであります。

○25番（泉 武弘君） 市長ね、やっぱり多くの方から、地元負担金はないんかと。地元が所有してて、そして今は管理者が変わっていますけれども、解体するのについて応分の地元負担金があってしかるべきではないかという声がほうはいとして出ているわけですね。ここらは、当該課としては地元と解体費の負担金についてどのような協議をして、どのような結果になったのか説明してください。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

先ほどと同じような答弁になりますけれども、通り会のほうで本来実施すべきものでありますが、現在機能しておらず実施が困難でありますので、市のほうで対応するということを決めた状況であります。

○25番（泉 武弘君） それともう一つの問題は、駅前にある2つの通り会が同じようなアーケードを持っていますね。4番議員も指摘しましたけれども、これが先例となって、後追いの施設も公費負担というものを求めてくることも可能性としては十分あるのです。だから、今回はもう明らかに、今課長が答弁しました、危険度判定で危険と判断したからやるんだということです。そうならば、2つの通り会の構築物について、今後やっぱり耐震強度、構築物としての強度、こういうものを順次やっていかないと、またぞろ同じような轍を踏むということになるんじゃないでしょうか、そこらの取組は今後どういうふうにしていきますか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

今回のアーケードは、別府市道の上に占用している物件であり、ほかのところでの対応につきましては、今回のような状況になる前に所有者のほうで対応していただけるよう取

り組んでいく必要があると考えています。

- 25番(泉 武弘君) 今、課長が答弁しました、やっぱりそれが大事だと思うのですね。今後においては、市が構築物を、やはり危険度判定とかそういうものを行政がやっぱり地元と協議をして、今回のようなことにならないような協議を続けていくということが物すごく大事だと思うのです。

それから市長、最後に答弁してくれませんか。今回、地元の若い人たちがやる気を出して、町の振興をしたいと言っている。これが一つの大きなきっかけになっているようです。これは是としたいのですが、その中で市長ね、株式会社イズミですね、ゆめタウン。ゆめタウンの協力というのは絶対必要だと思うのです。ここらのゆめタウンと地元とを結ぶ、やっぱり行政の努力というのがあってしかるべきだというふうに考える。そのことが实际的に商店振興の実を結ぶ結果になるんじゃないかという考えをしていますが、市長はどう考えますか。

- 市長(長野恭紘君) 総括的なお話になるかもしれませんが、今担当課長からお話があったとおりのいきさつ、経緯でありまして、基本的にはやはり私たちが所有しているものではないので、やはり自分たちで責任を取ってもらうというのが、これは根本的なところでありますが、もう今のこの状況に至っては、やはり議員言われるようにある一定程度の基準をしっかりとつくりながら、そういう点をもう前向きにやっぱり我々も一緒になって、我々が全部やるということではなくて、やはりその後のことも確約ができて一緒にやっていけるというような科学的な見地と、プラスアルファそういった意欲でありますとか、今後の展望というものが開けてこういった、一緒にやっていくという前提条件がまずそろうということで、大事なのはやっぱりこれからであります。南部ひとまもり・まちまもり協議会が今回、その受け皿を担っていただいて、新たにそこに、特に女性の若い方々が、自分たちが責任持ってこのまちで生きていく上で、この地域を盛り上げていきたいというような具体的な内容に踏み込んだ提案を頂きました。

それはそれとして、大変に期待できるものであるというふうに思いますが、確かに議員言われるように、過去の経緯を見ても、これは先ほどの4番議員の指摘にもありましたが、大型店の誘致によって地域との調和が図れなくなったという点もあろうかと思えます。ということで見ると、やはり大型店も、今や地域資源であるというふうにもう認めざるを得ないと。その協力体制においても、ゆめタウン側も地域への貢献という意味においては十分にやっていきたいという意思表示を先般もなされております。いずれ、今後の契約においてどうしていくかというような具体的な話もある中で、先方からは具体的にそのような内容も出てこようというふうに思っていますし、我々としてもそういうものはしっかりと求めていきたいというふうに思っておりますので、その間に入って我々も汗をかいていくというのは、当然やるべき責任であろうというふうに思っておりますので、しっかりとそれは議会の皆さん方に報告をしつつ、取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

- 25番(泉 武弘君) やっぱり商店街を維持する上での問題点として指摘されてきたのは、いわゆる商店と住むところが分離しているのですよ。夜にはほとんど灯が消えるのですよということは、再三再四にわたって指摘してきたんです。だから今回、地元のまちづくり協議会が振興について積極的にやりたいということを、私は水差す気持ちは全くありません。ただそれが実を結ぶためには、行政が何らかの努力をして、ゆめタウンと地域とを何とかセットして、振興策にゆめタウンも加わっていただく、というような形が一番望ましいんじゃないかなということを思いますので、格段の努力をお願いしておきたいと思います。

まさに苦渋の決断という言葉があります。公費をこれだけ投資することに対して、やはり議員としてもやっぱり苦渋の決断をしなきゃいけない一方で、危険ということを都市計

画課が判定しているにもかかわらず放置できるかという緊急性も実はあるのです。まさに苦渋の決断です。今晩は恐らく胃薬を飲まなければ眠れない、こういう事態になるかと思えます。

では、続いて議第 85 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお尋ねします。

この内容をちょっと説明してくれますか。

○施設整備課長（登根 澄君） お答えいたします。

今回の条例改正は、朝日原住宅D棟最後の入居者が7月に退去をいたしましたので、D棟を用途廃止することに伴い、条例の別表から削除するものでございます。

○25番（泉 武弘君） あのね、課長の答弁は間違っていないんです。ただ、この今のやり取りを聞いているときに、市民は朝日原住宅ってどこなんだ、一体どこにあるんだ、答弁のときに、新別府病院の横にある朝日原住宅って言ったら、本当に分かりやすいんです。やっぱりそういう意を用いた説明をしていただけるとうれしいなと思えます。

さて今回、D棟が廃止されます。その廃止面積と、廃止後の未利用地面積、これについて説明してください。

○施設整備課長（登根 澄君） お答えいたします。

朝日原住宅全体の敷地面積は約9,200平方メートル、今回用途廃止する部分の敷地面積がおおよそ2,200平方メートル、C棟が残る建物部分の敷地面積がおおよそ1,800平方メートルとなります。

○25番（泉 武弘君） 課長は若い世代ですから平方メートルで理解しているんだと思うのですが、聞いている方には高齢者4万名いるのです。だから、私は坪でもう一回だけ言い直しますね。

総面積が約2,787坪です。それで今回、用途廃止をする分が666坪、C棟の分が545坪。総面積のうちに、新別府病院の駐車場に貸している部分が696坪というふうに理解していますが、この数字間違いありませんか。

○施設整備課長（登根 澄君） 議員の、今御説明いただいたとおりでございます。

○25番（泉 武弘君） このD棟廃止後の、この未利用地についての利用計画は現時点であるかどうか答弁してください。

○施設整備課長（登根 澄君） お答えいたします。

今現在ではございません。市営朝日原住宅は、平成29年3月策定の別府市公共施設再編計画におきまして、現入居者が退去後には廃止をする方針となっております。廃止後の跡地活用につきましては、公共施設マネジメント推進会議におきまして活用方針を定めてまいります。

○25番（泉 武弘君） 防災局長はこの議場におられます。もう当然、この廃止条例については関心を持っておられると思うのですが、新別府病院は災害拠点病院になっていますね。

災害拠点病院として、現在の駐車場の台数等で十分というふうに、局長、お考えでしょうか。

○防災局長（白石修三君） お答えいたします。

その質問については私もちょっと答弁を用意しておりませんので、現状で不足しているか、また十分なのかというのは、大変申し訳ありませんが答弁ができません。

○25番（泉 武弘君） その答弁をするだろうということは分かってました。ここに、廃止条例が出たときに、隣接するのは災害拠点病院というのはもう当然局長は知っているわけでしょう。災害拠点病院というのは、大分県13か所ある中で、この新別府病院は災害拠点病院になっているわけです。そして、この災害拠点病院の第2次医療圏として、別府市、杵築、国東、姫島、日出町、これだけの人口に対応するような拠点病院が、新別府病院と

国東市民病院になっているわけです。

局長ね、やはりこういう条例が出たときに、災害拠点病院として、駐車場確保の必要はあるのかどうかという視点もやっぱり必要なんです。答弁を用意してないんじゃないかと、そういうことを思いを巡らすというのがあなたの役割、立場じゃないんですか。

市長ね、これ、お願いしておきます。災害拠点病院というのは、24時間災害のときの受入れします。そして、ヘリの発着場も造らなきゃいけないんです。こういうことなのです。ほんで現在、新別府病院に駐車場用地として市有地貸していますけれどね、我々は、今、地震といいますと、南海地震の発生確率が向こう30年以内で80%近くになっているという、そのことだけが念頭に来ますけれども、予期しなかった熊本地震というのが実は起きたんです。もう言うまでもなく大分県、とりわけ別府というのは、もう断層の巣窟って言うていいほど別府には活断層はあるので。そういう中であって、大きな地震が発生したときに、拠点病院が果たすべき役割というのはもう大変大きなものがあるのです。だからこの、住宅地の跡地等については、公共施設マネジメント推進会議でこの災害時の拠点病院の位置づけを十分勘案して、この策定をしてほしいと思いますが、市長の見解があれば答弁してください。

○市長（長野恭紘君） 私からもお答えをさせていただきます。

新別府病院の存在というものは、今後の大規模な地震、またそれによる津波の被害等々だけではなく、言われるように火山ということも当然あり得ますし、様々な今後可能性というのが考えられる中で、非常に貴重な存在であるというふうに思っています。今までもいろいろな機会を通じて、会話、対話を行ってきたところであります。

今後、この住宅が撤去された後のことに対しても、恐らく周辺の方々も非常に関心があることだというふうに思っていますので、皆さん方それぞれが納得がいくというか理解がされるような議論を、まずは公共施設マネジメント推進会議等々で議論をして、十分に配慮ができるような計画にできればいいのではないかなど。今のところは白紙というか、今後の協議ということになるというふうに思いますが、いずれにしても、そういうしっかりとした慎重な審議をしていくということ間違いありませんので、その際にもまた皆さん方に御報告等をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○25番（泉 武弘君） 朝日原住宅跡地と、ほかのいわゆる公共用地の未利用地とは、持つ性格に特異性があります。というのは、朝日原住宅の隣接地に災害拠点病院があるということなのですね。ここらを十分勘案して、公共用地の利活用を策定してほしいな、これ1点お願いしておきます。

それから、先ほどの楠銀天街の問題ですが、再度もう一度だけ市長にお願いをしておきます。ゆめタウンとの連動、共同企画、そして振興策、これを私は避けて通れないんじゃないかと思うのです。これができるのはやっぱり行政だと思いますね。行政がその主導的役割を十分果たして、あのときに公費負担を約1億円近くしたけれども、こんなに見違えるような通りになったと言われるような、不断の努力をしていただくことをお願いして終わります。

○議長（加藤信康君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日7日から18日までの12日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は19日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時13分 散会

